

農業土木工事関係書類作成マニュアルの 一部改正について

新旧対照表

新 旧 対 照 表

改正後	改正前	備 考
<p style="text-align: center;">農業土木工事関係書類作成マニュアル</p> <p>まえがき 【現行どおり】</p> <p>目 次 【現行どおり】</p> <p>1 【現行どおり】</p> <p>2 工事着工時に作成する工事関係書類</p> <p>2-1 契約関係図書類（工事着工時）</p> <p>2-1-1 【現行どおり】</p> <p>2-1-2 現場代理人等指定通知書作成にあたっての留意事項</p> <p>【技術者の適正な配置について】</p> <p>受注した建設工事を施工する場合、工程管理・品質管理・安全管理がスムーズに行われるよう必要な資格や技術のある主任技術者または監理技術者を次のとおり適正に配置してください。</p> <p>1 技術者の配置</p> <p>(1) 建設業者は、許可区分が特定・一般を問わず、また、元請・下請を問わず、さらに請負代金の額に係らず、必ず現場に「主任技術者」を配置しなければなりません。特に、請負代金の額が <u>4,500万円</u>（建築工事一式は <u>9,000万円</u>）以上の工事には、建設業法施行令第27条により主任技術者を専任で配置しなければなりません。また、発注から直接工事を請負、そのうち <u>5,000万円</u>（建築工事一式は <u>8,000万円</u>）以上（下請金額の総額）を下請契約として工事を施工する場合は、専任の監理技術者を配置しなければなりません。</p> <p>ただし、予定価格が3億円未満（農業土木の場合）等の要件を満たした工事にあつては、専任の監理技術者補佐を配置した場合に、監理技術者は2件の工事を兼務することができます。</p> <p>監理技術者を配置した場合、主任技術者の配置は必要ありません。なお、北海道の発注工事における監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者については3ヶ月以上の雇用関係にあることとし*1、技術者の配置については各発注機関と連携をとり、インターネットにより技術者の重複配置について確認を行っています。このため監理技術者の資格等、次の事項について確認する場合がありますのでご協力願います。</p> <p>ア 監理技術者の氏名</p> <p>イ 監理技術者資格者証の内容（所属会社など）</p> <p>ウ 資格の有無</p> <p>エ 監理技術者講習の受講について</p> <p>(2) ～ (4) 【現行どおり】</p> <p>2 北海道発注工事における経常建設共同企業体の技術者配置の取扱い</p> <p>この取扱いは北海道発注工事のうち指名競争入札、随意契約に限るものとし、一般競争入札については、それぞれの入札公告における入札参加者の要件に記載しているとおりに技術者を配置してください。</p> <p>(1) 請負代金の額が <u>1億3,500万円</u>（建築工事一式は <u>2億7,000万円</u>）以上の工事の場合は構成員のすべてが専任の主任技術者を配置してください。（<u>1億3,500万円</u>未満の工事の場合は、構成員のうち1社が主任技術者を専任で配置していれば、他の構成員は主任技術者を兼任で配置することができます。）</p> <p>(2) 下請契約の総額が <u>5,000万円</u>（建築工事一式は <u>8,000万円</u>）以上の場合は、構成員のうちの1社は専任の主任技術者に代えて専任の監理技術者を配置してください。（<u>1億3,500万円</u>未満の工事の場合は、構成員のうち1社が監理技術者を専任で配置していれば、他の構成員は主任技術者を兼任で配置することができます。）</p> <p>(3) この取扱いは特定建設工事共同企業体には適用されませんので注意願います。</p>	<p style="text-align: center;">農業土木工事関係書類作成マニュアル</p> <p>まえがき 【現行どおり】</p> <p>目 次 【現行どおり】</p> <p>1 【現行どおり】</p> <p>2 工事着工時に作成する工事関係書類</p> <p>2-1 契約関係図書類（工事着工時）</p> <p>2-1-1 【現行どおり】</p> <p>2-1-2 現場代理人等指定通知書作成にあたっての留意事項</p> <p>【技術者の適正な配置について】</p> <p>受注した建設工事を施工する場合、工程管理・品質管理・安全管理がスムーズに行われるよう必要な資格や技術のある主任技術者または監理技術者を次のとおり適正に配置してください。</p> <p>1 技術者の配置</p> <p>(1) 建設業者は、許可区分が特定・一般を問わず、また、元請・下請を問わず、さらに請負代金の額に係らず、必ず現場に「主任技術者」を配置しなければなりません。特に、請負代金の額が <u>4,000万円</u>（建築工事一式は <u>8,000万円</u>）以上の工事には、建設業法施行令第27条により主任技術者を専任で配置しなければなりません。また、発注から直接工事を請負、そのうち <u>4,500万円</u>（建築工事一式は <u>7,000万円</u>）以上（下請金額の総額）を下請契約として工事を施工する場合は、専任の監理技術者を配置しなければなりません。</p> <p>ただし、予定価格が3億円未満（農業土木の場合）等の要件を満たした工事にあつては、専任の監理技術者補佐を配置した場合に、監理技術者は2件の工事を兼務することができます。</p> <p>監理技術者を配置した場合、主任技術者の配置は必要ありません。なお、北海道の発注工事における監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者については3ヶ月以上の雇用関係にあることとし*1、技術者の配置については各発注機関と連携をとり、インターネットにより技術者の重複配置について確認を行っています。このため監理技術者の資格等、次の事項について確認する場合がありますのでご協力願います。</p> <p>ア 監理技術者の氏名</p> <p>イ 監理技術者資格者証の内容（所属会社など）</p> <p>ウ 資格の有無</p> <p>エ 監理技術者講習の受講について</p> <p>(2) ～ (4) 【現行どおり】</p> <p>2 北海道発注工事における経常建設共同企業体の技術者配置の取扱い</p> <p>この取扱いは北海道発注工事のうち指名競争入札、随意契約に限るものとし、一般競争入札については、それぞれの入札公告における入札参加者の要件に記載しているとおりに技術者を配置してください。</p> <p>(1) 請負代金の額が <u>1億2,000万円</u>（建築工事一式は <u>2億4,000万円</u>）以上の工事の場合は構成員のすべてが専任の主任技術者を配置してください。（<u>1億2,000万円</u>未満の工事の場合は、構成員のうち1社が主任技術者を専任で配置していれば、他の構成員は主任技術者を兼任で配置することができます。）</p> <p>(2) 下請契約の総額が <u>4,500万円</u>（建築工事一式は <u>7,000万円</u>）以上の場合は、構成員のうちの1社は専任の主任技術者に代えて専任の監理技術者を配置してください。（<u>1億2,000万円</u>未満の工事の場合は、構成員のうち1社が監理技術者を専任で配置していれば、他の構成員は主任技術者を兼任で配置することができます。）</p> <p>(3) この取扱いは特定建設工事共同企業体には適用されませんので注意願います。</p>	<p>金額の改正</p>

新 旧 対 照 表

改正後									改正前									備 考
		単体企業		共同企業体(注1)							単体企業		共同企業体(注1)					
		4,500万円以上の工事		経 常 J V			特 定 J V				4,000万円以上の工事		経 常 J V			特 定 J V		
		1億3,500万円未満の工事		1億3,500万円以上の工事						1億2,000万円未満の工事		1億2,000万円以上の工事						
下請金額	5,000万円未満(注2)	5,000万円以上(注2)	5,000万円未満(注2)	5,000万円以上(注2)	5,000万円未満(注2)	5,000万円以上(注2)	5,000万円未満(注2)	5,000万円以上(注2)	下請金額	4,500万円未満(注2)	4,500万円以上(注2)	4,500万円未満(注2)	4,500万円以上(注2)	4,500万円未満(注2)	4,500万円以上(注2)	4,500万円未満(注2)	4,500万円以上(注2)	
配置する技術者	専任の主任技術者(実務経験等も含む)	専任の国家資格を有する監理技術者	1社 専任の国家資格を有する主任技術者	1社 専任の国家資格を有する監理技術者	1社 専任の国家資格を有する主任技術者	1社 専任の国家資格を有する監理技術者	すべての構成員が専任の国家資格を有する監理技術者	1社 専任の国家資格を有する監理技術者	配置する技術者	専任の主任技術者(実務経験等も含む)	専任の国家資格を有する監理技術者	1社 専任の国家資格を有する主任技術者	1社 専任の国家資格を有する監理技術者	1社 専任の国家資格を有する主任技術者	1社 専任の国家資格を有する監理技術者	すべての構成員が専任の国家資格を有する監理技術者	1社 専任の国家資格を有する監理技術者	
			他社 主任技術者(実務経験等も含む)他の現場と兼任で配置できる	他社 主任技術者(実務経験等も含む)他の現場と兼任で配置できる	他社 専任の国家資格を有する主任技術者	他社 専任の国家資格を有する主任技術者	または、専任の国家資格を有する主任技術者のどちらかを配置する	他社 主任技術者(実務経験等も含む)他の現場と兼任で配置できる				他社 主任技術者(実務経験等も含む)他の現場と兼任で配置できる	他社 専任の国家資格を有する主任技術者	他社 専任の国家資格を有する主任技術者	または、専任の国家資格を有する主任技術者のどちらかを配置する	他社 専任の国家資格を有する主任技術者		
4,500万円未満の工事(建築工事一式は9,000万円未満)の工事で単体施工工事									4,000万円未満の工事(建築工事一式は8,000万円未満)の工事で単体施工工事									
配置する技術者			主任技術者(実務経験等も含む)で兼任できる						配置する技術者			主任技術者(実務経験等も含む)で兼任できる						
「略語解説」 1社(共同企業体の構成員のうち専任技術者を配置する業者) 他社(共同企業体の構成員のうち上記以外の構成員)									「略語解説」 1社(共同企業体の構成員のうち専任技術者を配置する業者) 他社(共同企業体の構成員のうち上記以外の構成員)									
(注1)共同企業体の取扱いについては北海道関係の発注のみ (注2)建築工事一式の場合は8,000万円 ・主任技術者(建築業法第7条第2号イ・ロ・ハに該当する者) ・監理技術者(建設業法第15条第2号イ・ロ・ハに該当する者)									(注1)共同企業体の取扱いについては北海道関係の発注のみ (注2)建築工事一式の場合は7,000万円 ・主任技術者(建築業法第7条第2号イ・ロ・ハに該当する者) ・監理技術者(建設業法第15条第2号イ・ロ・ハに該当する者)									
【現場代理人の兼任について】									【現場代理人の兼任について】									
現場代理人については、常駐義務が請負契約約款第9条第2項に定められていますが、同条第3項で常駐義務の緩和が定められています。 兼任の対象となる工事は現場代理人の工事現場における運営及び取締に支障が無く、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合で、次の1または2を満たす工事です。									現場代理人については、常駐義務が請負契約約款第9条第2項に定められていますが、同条第3項で常駐義務の緩和が定められています。 兼任の対象となる工事は現場代理人の工事現場における運営及び取締に支障が無く、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合で、次の1または2を満たす工事です。									
1 次の①から③の基準をすべて満たす場合は、2件若しくは3件の工事で現場代理人を兼任できます。 ①請負代金額が 4,500万円 未満の工事であること。(建築工事は 9,000万円 未満) ②工事場所が原則同一市町村内であること。 ③公共工事であること。(他発注機関の工事との兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めている場合に限る。									1 次の①から③の基準をすべて満たす場合は、2件若しくは3件の工事で現場代理人を兼任できます。 ①請負代金額が 4,000万円 未満の工事であること。(建築工事は 8,000万円 未満) ②工事場所が原則同一市町村内であること。 ③公共工事であること。(他発注機関の工事との兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めている場合に限る。									
2-1-3 ~ 2-1-6 【現行どおり】 3 ~ 5 【現行どおり】									2-1-3 ~ 2-1-6 【現行どおり】 3 ~ 5 【現行どおり】									